

後編
三 労働組合法獲得運動に関する件

四 労働組合法獲得運動に関する指令

一 理由

政府は第五十一議会に多少進歩的なりと言はれし。社会局原案を修正改悪し全く現在の労働組合法を去勢し。戦闘的団体としての機能を協調団体に喪失せしめんとする。労働組合法草案を提出した。然るに第五十一議会に於ては議会閉会期日切迫のため遂に審議せず。政府當局は第五十二議会に必ず提出せしむことを言明した。然るに資本家各団体はこの修正改悪された政府原案を、その提出に先だち更に二層改悪し、労働組合法を資本家の御用団体

たりしめんと運動しつゝある。彼らこそ昔々労働階級は政府原案の草案を非難後、その反対運動を起すより、それ以前に明確なる吾等の要求する労働組合法の獲得運動を起すことが運動上有効であり、一般労働大衆への宣傳に際して、労働団体の信頼を集める所以なりと信ず。

故に本中央委員会は労働組合法獲得の大衆運動を左の方法によって起すことを決議し、左の指令を發する。

一 獲得すべき組合法の目標（スローガン）

組合法に對する我等の要求は、労働組合の組織と活動の完全なる自由を確保することである。この要求を第五十一議会に於て政府が提出せる「労働組合法草案」に就いて具体的に示すならば、次の如